

・その他の申請手続

1．適合証明書の交付申請をされる場合

建築確認申請書の提出の際（特に市街化調整区域における建築）には、その計画が都市計画法の規定に適合している旨の証明書の添付が必要となる場合があります。（規則第60条）

交付申請に際しては、「都市計画法の規定に適合していることを証する書類の交付申請書」に、位置図、配置図、建築物の平面図・立面図、適合する旨の書類を添付のうえ、2部提出してください。

2．開発登録簿の閲覧等を申請される場合

開発登録簿は、開発許可をしたときに作成し、以後、登録内容に追加もしくは変更を生じた都度調製し、閲覧に供することとしています。

3．優良宅地認定の申請をされる場合

良好な宅地の円滑な供給を図る観点から租税特別措置法において短期土地譲渡益重課の適用除外又は特定長期譲渡所得課税の適用の対象となる土地等の譲渡が定められており、このうち、優良宅地の認定が必要とされる宅地造成事業にあつては、優良宅地認定基準を具備している場合に申請をされると認定証を交付することになります。

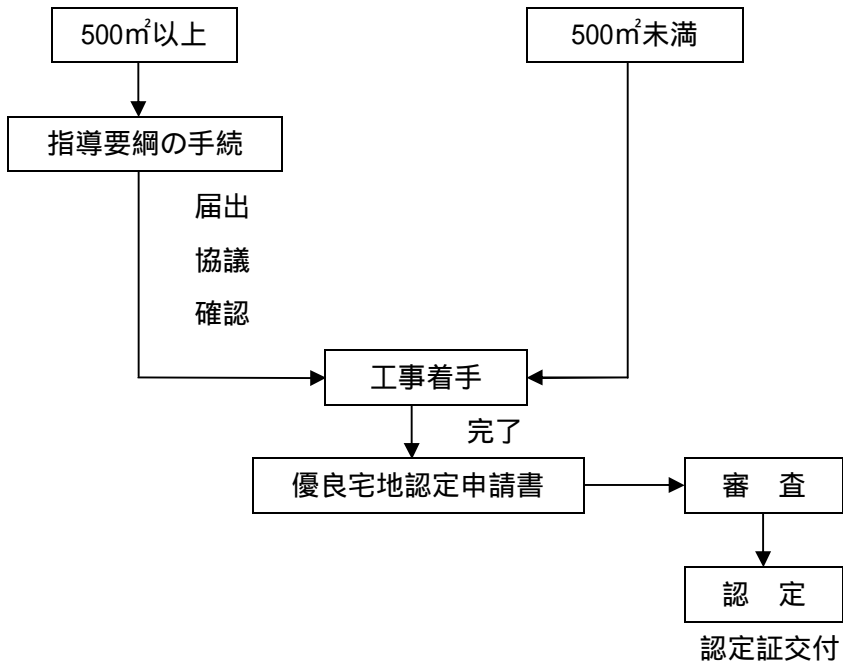
なお、法第29条の開発許可に基づく1,000㎡以上の宅地造成事業の場合には、工事検査済証等の写しで対応が可能であるため、申請の必要はありません。

認定申請に際しては「優良宅地認定申請書」に必要書類(1,000㎡未満はP.93を、1,000㎡以上はP.45、46を参照)を添付のうえ、2部提出してください。

時限立法で平成20年12月31日まで重課の猶予措置が延長されています。

図7 優良宅地

1,000㎡未満の場合



1,000㎡以上の場合(開発許可が不要な造成)

